

浜平税理士事務所

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
 アメレックスビル5階
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741
 URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

印紙税特例措置の延長・廃止に注意

1月21日から開会の通常国会に提出された平成17年度税制改正法案では、今年3月31日に期限を迎える印紙税に対する特例措置について、延長されるものと期限をもって廃止されるものがあります。具体的には、延長されるのが「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の特例」で、廃止されるのが「約束手形（コマーシャルペーパー）に係る印紙税の特例」です。

「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の特例」は、土地・建物を売買する際に作成する「不動産の譲渡に関する契約書」と住宅等を建築する際に作成する「請負に関する契約書」（建設業法第2条第1項に規定する土木一式工事、建築一式工事のほか電気工事、塗装工事など土木建築工事全般が対象）の印紙税額を軽減するもの。住宅・土地等の取引コストを抑え住宅取得の促進や土地取引の活性化を図る目的で平成9年4月から実施されています。

延長されれば、印紙税法別表第一の「1号文書」及び「2号文書」にある契約金額「1千万円超5千万円以下」のもの1万5千円（本則2万円）、「5千万円超1億円以下」のもの4万5千円（同6万円）、「1億円超5億円以下」のもの8万円（同10万円）、「5億円超10億円以下」のもの18万円（同20万円）、「10億円超50億円以下」のもの36万円（同40万円）、「50億円超」のもの54万円（同60万円）の軽減措置が平成19年3月31日まで継続されます。

一方、「約束手形（コマーシャルペーパー）に係る印紙税の特例」は、平成8年4月から軽減措置が実施されているもので、期間1年未満で額面1億円以上等の一定の要件を満たしているコマーシャルペーパー（CP）であれば、券面1枚につき一律5千円とされています。しかし、CPについては、今年3月末が約束手形方式（券面）から完全電子化への移行期限とされていることから延長が見送られました。

確定申告様式 一部改訂

まもなく平成16年分の確定申告期を迎えますが、このうち、本年は2月16日から3月15日までが受付期間となる所得税については、1月1日より国税庁ホームページ上で「申告書作成コーナー」がオープンしており、すでに受付を開始している還付申告用の申告書が作成可能になっています。

申告に必要な確定申告書及び添付書類については、改正事項を織り込んだ新様式がすでに昨年中にホームページ上でも公開されていますが、申告書等の改訂としては小幅なものであり、確定申告における土地建物等に係る譲渡所得の損益通算・繰越控除の原則廃止等の重要な改正事項への対応については、申告書の記載上というよりは、むしろ具体的な所得金額や税額までの計算過程で昨年までと異なる点がありますので留意したいところです。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 1月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....2月10日 |
| 2. 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....2月28日 |
| 3. 6月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....2月28日 |
| 4. 3月・6月・9月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....2月28日 |

浜平税理士事務所

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
 アメレックスビル5階
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741
 URL <http://www.hamahira.com>

編集 税理士 浜平 純一
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

News

2つ以上提出された確定申告書は最後の提出分を採用

今年も所得税の確定申告が始まりました。さっそうと申告を済ませたという人も少なくないでしょう。毎年のように確定申告をやっている人にとってさえ、個人が自力で申告書を作成することはそう簡単なことではありません。自力での申告をさらに難しくしているのが、毎年行われる税法や通達の改正です。きちんと申告したつもりが、うっかり改正事項を見落としていたというような事態は十分にあり得ます。

もし、「確定申告はもう済ませたが、今になって申告内容の間違いに気付いた」という方がいたら、3月15日の申告期限までに、再度申告書を提出することをお勧めします。所得税通達には、確定申告書や還付申告書が2つ以上提出された場合には、「最後に提出された申告書」を採用するという規定が設けられているからです。ただし、このときに提出する申告書は「訂正申告書」といいます。添付書類が当初申告にしかついでいないので、処理が遅れたり、問い合わせが来たりしますのでそういった無駄な手間が双方で省けます。

やっとなつたと思った確定申告をもう一度するのは確かに面倒ですが、後になって過少申告加算税を課されるような事態になるよりはマシと言えるでしょう。

証券税制～特定口座で落とし穴～申告しないと損をする！？

確定申告の期間の中、「株の儲け」に係る税金に頭を悩ます個人投資家も少なくありません。複雑といわれる新証券税制の施行後、面倒の少ない特定口座へ預けるケースは多いです。しかし、通常であれば申告の必要がない場合であっても、申告することで還付を受けられる場合や、上場株式ならば優遇税制を適用することも可能な場合もあります。知っている人だけが得をするわけです。

確定申告を前にして、投資家が頭を抱えるのが株式譲渡における損益計算。平成15年の証券税制改正を契機に、新たに特定口座を開設した人も少なくないでしょう。だが、証券会社に任せきりにしてしまったり面倒がって申告しなかったりしていると、還付というチャンスを見逃してしまうこともあります。

たとえば、特定口座と一般口座を合わせて持っている場合。証券会社で源泉徴収を自動的に行う特定口座で株式の売買をして利益が発生し、一方の一般口座で損失が発生した場合、確定申告をしなくても問題はないのですが、申告をすることにより還付を受けることができます。特定口座の譲渡益と一般口座の譲渡損失を合算できるため、特定口座で譲渡益が発生した際に自動的に納めた税金を取り戻せるわけです。

さらに、証券会社で源泉徴収を自動的に行う特定口座を複数持っていて、それぞれの口座で譲渡益と損失が出る場合においても、確定申告は不要。しかし、申告することによって還付を受けることができます。

このほかにも、申告の翌年以降3年間、上場株式の譲渡によって発生した損失を繰越して控除できる「上場株式等の譲渡損失繰越控除」を適用する場合には、確定申告をしなければなりません。さらに、同制度を適用した場合には、申告の翌年から3年間は取引がなくても申告が必要になります。

一方、一般口座や特定口座でも証券会社で源泉徴収を行わない口座で株式の譲渡益が発生した場合、20万円以内なら申告が不要。しかしこれは、年間給与収入が2千万円以下で、なおかつ1カ所から給与が支払われており、すでに年末調整の済んだ給与所得者に限られます。さらに、給与所得や退職所得以外の所得があり、その合計が20万円を超える場合は、たとえ譲渡益が20万円以下であっても申告が必要となります。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 個人の所得税及び贈与税の確定申告 | 申告期限.....3月15日 |
| 2. 2月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....3月10日 |
| 3. 1月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....3月31日 |
| 4. 7月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....3月31日 |
| 5. 4月・7月・10月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....3月31日 |

浜平税理士事務所

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
 アメレックスビル5階
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741
 URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

なぜ消費税簡易課税制度選択届出書の提出は課税期間の前日まで？

平成15年度税制改正で、課税事業者の範囲が基準期間の課税売上高1,000万円超の事業者に拡大されたことにより、新たに140万の事業者が課税対象になったといわれています。この改正は平成16年4月1日以後に開始する事業年度から適用されるため、個人事業者の場合は今年1月1日以後の取引から帳簿や請求書の記帳を行っていることでしょう。

ところで、中小企業者にとっては納付消費税額を計算する事務負担をできる限り軽減するために、課税売上高をもとに簡単に消費税額を計算することができる「簡易課税制度」を適用したいところです。しかし、制度上、適用を受けるためには課税期間開始日の前日までに選択届出書を提出しなければならないこととされていることから、事業年度の末日になって簡易課税制度選択届出書を提出していないことに気づき、この適用を断念する事業者も少なくないでしょう。

このような零細企業に配慮して、平成16年4月1日以後開始する事業年度に限り簡易課税制度選択届出書の提出期限が、適用を受けようとする事業年度の末日までとする特例が設けられました。(前年の課税期間が免税事業者である者に限られます)しかし、平成17年4月1日以後に開始する事業年度からはこの適用はありません。

この提出期限の取り扱いについて2月28日に行われた財務金融委員会では、民主党吉田治議員が「現在の簡易課税制度選択届出書の提出期限を(適用を受けようとする事業年度の末日まで等)見直す必要があるのでは」との

意見を述べました。

これに対し、福田進主税局長は「もともと簡易課税制度は中小企業の事務負担を軽減させるために設けられている制度であるところ、簡易課税制度の選択届出書の提出期限を適用を受けようとする事業年度の末日とすると、消費税の本則にしたがって仕入れ税額控除を適用した場合の消費税額と、簡易課税制度を選択した場合の消費税額を比較していずれか低い金額を納付消費税額とするいわゆる益税も懸念される。仮に提出期限を事業年度の末日まで延長すると、益税の発生を制度的に容認していることになりかねないことから、適用を受けようとする事業年度開始日の前日までに選択の有無を明らかにする制度としている」と回答しています。

地方税法改正法案成立

「地方税法等の一部を改正する法律案」は3月17日、参院総務委員会において賛成多数で可決しました。法案は、3月31日に公布され、施行は4月1日です。

個人住民税の定率減税の半減、65歳以上の個人住民税非課税措置の段階的廃止、給与支払報告書提出対象者の範囲の拡大、などを盛り込んだ同法案の審議は、参院では3月15日の麻生総務大臣の法案提出趣旨説明後、17日に委員会での質疑が約3時間行われただけで、採決となりました。

3月18日の成立は最近では異例の速さで、ここ数年の成立日を見ると、同じ3月でも平成16年が26日、15年が24日、14年が27日、13年が28日、12年が22日、11年が24日と、全て20日過ぎでした。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 申告所得税の振替納付 | 申告期限.....4月19日 |
| 2. 3月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....4月11日 |
| 3. 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....5月2日 |
| 4. 8月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....5月2日 |
| 5. 5月・8月・11月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....5月2日 |

浜平税理士事務所

News

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
 アメレックスビル5階
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741
 URL <http://www.hamahira.com>
 編集 税理士 浜平 純一
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

個人所得課税の抜本的な見直しがスタート

今後の税制改正を視野に入れて、政府税制調査会では早くも個人所得課税の抜本の見直しに向けた作業をスタートさせました。国と地方の税財政改革(三位一体改革)のなかで、所得税から住民税への税源委譲が行われることから、所得税と個人住民税のそれぞれの役割を抜本的に見直す必要があります。財源調達機能と所得再配分機能を喪失した所得税の機能回復と住民税独自の税体系の構築が柱となります。

①所得税は所得控除の見直し为中心となり、②給与所得者の勤務経費の概算控除といわれる給与所得控除の縮小、③扶養控除を縮小し、子育て支援は税額控除する児童控除の創設、退職所得控除の見直しなどが検討課題となっています。

現行の給与所得控除は、平均で給与収入総額の3割程度が控除されているが、前々から勤務費用としては過大との指摘が強く、縮小する方向です。と同時に、形骸化しているといわれる現行の実額控除を認める特定支出控除制度における5項目の特定支出の範囲を広げ、サラリーマンにも確定申告する道を拓くことが検討されています。

退職所得制度は、終身雇用制度の崩壊やパートや派遣社員の急増など雇用形態の変化に対応していないとの批判が強いです。一部の外資系企業では、2分の1課税を乱用して、短期間に給与ではなく退職金として支払って節税する動きも多くみられるとの指摘もあります。退職所得控除の見直しにとどまらず、退職所得制度自体の意義が問われることとなります。

一方、住民税はこれまで国税と同様の諸控除を採用して課税する“ミニ所得税”といわれていましたが、税源委譲後はより大きな役割を持つことになることから、行政サービスの受益に応じた負担を求める「応益原則」に基づいて課税ベースを広げていくことが検討されています。具体的には、現在5%・10%・13%という3段階の所得割の税率を10%に一本化することや、自治体に年間4000円納めている均等割の引上げなどが検討されています。

また、現在地方税は、国税の前年分の申告に基づいて遅れて課税しているが、「前年課税では本当の担税力はわからない。その年に獲得した所得に基づいて課税すべき」(石弘光税調会長)との指摘から、「現年課税」とすることも検討課題となります。

地方税に徴収連携の動き

地方自治体でも税の徴収強化に向けたさまざまな試みが始まろうとしています。いずれも税収確保が目的ですが、この背景には、三位一体改革で所得税から個人住民税へ税源移譲されることで、都道府県・市町村ともに住民税のウェイトが高まるという事情がある。これらは従来の枠を越えた連携がキーワードとなっています。

例えば、東京都では滞納されている都の使用料等の債権を行政の縦割りを排して主税局が徴収する「使用料等滞納金回収トライアル」が好結果を生んでいることから、取組みを強化する方向を決めています。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 4月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....5月10日 |
| 2. 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....5月31日 |
| 3. 9月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....5月31日 |
| 4. 6月・9月・12月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....5月31日 |

浜平税理士事務所

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
アメレックスビル5階
Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741
URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

特定口座 株式無価値化損失は100%減資による会社再建でも可

平成17年度の税制改正では、特定口座内保管株式について、上場廃止後に株式が無価値化した場合の「みなし譲渡損」特例の導入が行われており、既に4月1日から実施されています。

この特例は、特定口座内に保管していた上場株式等が上場廃止となった場合、「特定管理口座」に移管後、発行会社の清算終了等により無価値化損失が生じた場合に、その損失を譲渡損とみなすという内容ですが、発行会社が解散・清算終了という事態に至らないまでも、「発行済株式の全部を無償償却した上で会社再建を目指している場合」等にも適用できることとされていますので、特定口座の利用を考える場合には、メリットの一つとして理解しておきたいところです。

帳簿の不提示は仕入税額控除に加え青色申告承認も取消しに

消費税の税務調査時の帳簿書類の不提示も、青色申告承認の取消事由に該当するか否かが争われた事件で最高裁(横尾和子裁判長)は、帳簿の提示を求められたにもかかわらず提示を拒むのは、財務省令が定める帳簿書類の備付け、記録又は保存に従っていないことになり、青色申告承認の取消事由に該当すると判断、納税者の上告を棄却しました。

帳簿の不提示が消費税の仕入税額控除の取消事由になることは一般化していますが、この事案は

消費税の更正処分をめぐる事案で、帳簿の不提示が法人の青色申告承認の取消事由に該当する旨を最高裁が初めて判断したものです。発端は消費税の仕入税額控除の可否が争われたケースとほぼ同様で、税務調査の際に税務職員が帳簿書類の提示を求めたものの、調査理由の開示がないことなどを理由に調査に協力せず、帳簿書類の内容を確認できなかったことが発端になっています。

そこで原処分庁が、青色申告に係る帳簿書類の備付け、記録が法人税法126条1項に従って行われていないと判断、青色申告承認の取消処分さらに消費税の仕入税額控除も否認した上で消費税の更正処分をするとともに、過少申告加算税の賦課決定処分をしたため、納税者がその取消しを求めて上告審まで争ってきた事案です。

これに対して最高裁は、適法な帳簿等の提示に応じがたいとする理由も格別なかったのに、帳簿等の提示を拒み続けたと認定。その結果、調査時点で帳簿等を保管していたとしても、法人が税務調査の際に適時に提示することが可能なように態勢を整えて帳簿書類を保存していない場合は青色申告法人の帳簿書類を定めた法人税法126条1項に違反し、青色申告の承認の取消しを定めた同法127条1項1号に該当すると指摘、上告を棄却しています。つまり、帳簿を保管していても、税務調査時に正当な理由もないままに提示を拒否すれば消費税の仕入税額控除も取り消され、青色申告承認も取り消されるということになります。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 5月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....6月10日 |
| 2. 4月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....6月30日 |
| 3. 10月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....6月30日 |
| 4. 7月・10月・1月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....6月30日 |

浜平税理士事務所

News

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
 アメレックスビル5階
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741
 URL <http://www.hamahira.com>
 編集 税理士 浜平 純一
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

未使用分の自動車重量税の還付が可能に

5月末は自動車税(都道府県)の納付期限でした。納付が遅れると、延滞税が加算されてしまうので車を所有する方々は、忘れずに納付されたことでしょうか。

ところで、今年1月1日から自動車リサイクル法の施行と同時に、自動車重量税の還付制度がスタートしました。自動車重量税の還付制度とは、自動車を廃車にする場合、車検時に支払った重量税のうち未使用部分(期間で按分される)が還付されるものです。近年、自動車の不法投棄が目立っている事や自動車リサイクルを促進する目的で設けられたものです。

この制度が施行されてまだ間もないですが、国税庁や国土交通省には「還付金はどのくらいの期間で支払われるものなのか」「車のリース業を行っている場合、どちらに還付金が支払われるものなのか」と言った質問も寄せられているようです。

還付金の支払期間については、「運輸支局等に還付申請書が提出されてから、おおむね3ヶ月程度」と国税庁は示しています。つまり、車を廃車にして自動車重量税の還付を受ける場合、まず①使用済み自動車の引取業者への引渡し、②引取業者から解体された旨の連絡を受けた後に、③「永久抹消登録申請」又は「解体届出」と同時に、各運輸支局(税務署ではありません)に対して還付申請書を提出する流れとなっており、③の申請からおおむね3ヶ月程度と見積もられている事からすると、実際には廃車手続きを開始してから半年程度かかるケースも考えられ

るでしょう。

一方、還付金が支払われる者は、「車の最終所有者」です。つまり、リース車の自動車重量税を借主が支払っていた場合であっても、実際に還付される者は車の所有者である貸主となるので注意が必要です。

なお、国税庁HPでは、この自動車重量税の還付制度の概要や手続き等について詳しく紹介しています。

政府税調、個人所得課税の抜本改革を提言

政府税制調査会は、6月17、21日の両日、総会を開催し、個人所得課税について中間報告を取りまとめ公表しました。

現行の我が国の個人所得課税は、累次の減税によって諸外国に比べ負担税率が低くなっており、「あるべき税制」に向けた改正で、配偶者特別控除廃止、年金課税見直し、定率減税の縮減等が行われてもなお、「歪み・不公平」が残っている事から、これらを是正して公平・中立・簡素な税制を構築するため、国から地方への税源移譲をも踏まえて、「抜本的な見直し」が必要であるとしています。

具体的には、問題点の指摘と見直すべき点を提言する形で「個別論点」が列挙され、特に所得控除関係の「見直し」については、縮小や廃止を指すものと考えられており、また、これらの見直しは「数年かけて段階的に行う」としていますが、18年度税制改正で一部導入する可能性にも言及しました。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|--|----------------|
| 1. 6月分(納期の特例申請書を提出している場合は1月~6月分)源泉所得税の納付 | 納付期限.....7月11日 |
| 2. 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....8月1日 |
| 3. 11月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....8月1日 |
| 4. 8月・11月・2月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....8月1日 |

浜平税理士事務所

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
 アメレックスビル5階
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741
 URL <http://www.hamahira.com>

編集 税理士 浜平 純一
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

News

【2006年会社法改正】

2006年4月に会社を巡る法律が大きく変わる見通しです。

今まで商法、有限会社法、商法特例法の各規定に分かれていた会社に関する法律を「会社法」としてまとめ再編成するもので、平成18年4月1日から施行される予定です。

まず、一番大きな変更は、有限会社と株式会社が統合されます。つまり平成18年以降は有限会社を設立することはできません。すべて株式会社です。ただし現行の有限会社は株式会社にすることも、そのまま有限会社で存続することも自由です。

そして、株式会社ですが、有限会社がなくなる分ハードルが低くなります。出資範囲内で上場・非上場が決められ、規模などに応じて柔軟な設計ができるようになります。現行では取締役の数が3名以上いなければなりません、改正では1名でも良いこととなります。

さらに最低資本金制度が撤廃されます。現在、株式会社1,000万円、有限会社300万円が最低資本金となっていますが、改正後は資本金額を自由決めことができ、現行の有限会社の簡易さで株式会社が設立できるようになるというわけです。

また「中小企業挑戦支援法」により現在資本金が1円の株式会社の設立が可能となっていますが、これは5年以内に資本金1千万円以上に増資しなければ株式会社として存続できなかつたのですが、

この増資が不要となります。つまり資本金1円のままでも構いません。

新しい会社形態として合同会社が新たに創設されます。合同会社は、株式会社と同様に、その出資者(社員)は有限責任となります。すなわち、社員は出資した額だけの責任を負う、こととなります。

合同会社が株式会社と違うのは、その運営が合名会社や合資会社と同じように「組合式」で運営されることです。株式会社では持ち株数に応じて議決権があり、利益も持ち株数に応じて分配します。つまりお金のいる人が有利。それに対して「組合式」では、利益分配や意思決定などの方法が定款で自由に決められることができるため、研究者や指導力を持つ人を経営者とするなど人的資源の活用が可能で

なお、合名会社、合資会社も統合され一体化する見通しですが、今まで有限会社300万円、株式会社1,000万円という資本金の壁があるため、資本金が要らない合名会社合資会社のメリットがあったわけです。改正会社法が施行されれば、合名・合資会社のメリットはあまり無いように思えます。

今回の改正で、少ない資金で会社は設立できる様にはなりますが、商売をする厳しさは同じでなんら変わっていません。資本金が要らなくなったとはいえ、新たに開業するにはそれなりの資金が必要です。何をやるにしても少なくとも300万円は必要でしょう。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 7月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....8月10日 |
| 2. 6月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....8月31日 |
| 3. 12月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....8月31日 |
| 4. 9月・12月・3月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....8月31日 |

浜平税理士事務所

News

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
 アメレックスビル5階
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741
 URL <http://www.hamahira.com>
 編集 税理士 浜平 純一
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

会社法の施行に伴う登記関連のQ&Aを公表

会社法の施行日はいまだ公式に定められていませんが、来年5月という見方が強いようです。会社法が施行されると、同日付で施行される整備法により、有限会社という会社類型はなくなり、特例有限会社として存続することになります。特例有限会社から通常の株式会社に移行するためには登記の申請が必要になります。法務省はこのほど、このような会社法施行に伴う会社登記についての解説12項目をQ&A形式でホームページ上に掲載しました。

例えば、特例有限会社から通常の株式会社に移行するためには、商号の変更(〇〇有限会社→〇〇株式会社)についての定款の変更を株主総会において決議し、株式会社設立の登記申請と特例有限会社の解散の登記申請を行う必要があります。しかし、大多数の会社については、会社法や整備法の施行に伴って新たに登記の申請を行う必要はなく、必要な登記の大部分は、登記官が職権で行うことになっています。

ただし、会社法の施行から6ヵ月以内に登記を申請しなければならないケースもあります。それは、株式会社であれば、株式の買受けまたは消却に関する定款の定め等がある会社は、施行日から6ヵ月以内に発行する各種の株式の内容の登記をしなければならないことや、委員会等設置会社である株式会社の定款には、会計監査人を置く旨の定めがあるものとみなされるため、定款変更の必要はないが、施行日から6ヵ月以内に、会計監査人設置会社である旨及び会計監査人の氏名または名称を登記しなければならないなど、整備法施行に伴う定めがあるからです。

また、有限会社では、会社法施行前に、有限会社法に基づく議決権の数または議決権を行使することができる事

項、利益の配当、残余財産の分配の規定による別段の定めがある場合において、その定めが属人的なものでなく、持分に関するものであるときは、これらの定めは、それぞれ会社法に掲げる事項についての定めがある種類の株式とみなされるため、定款変更は必要ないが、施行日から6ヵ月以内に、みなされた株式の種類、内容及び種類ごとの数を登記しなければならないとされています。

Q&Aは
<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji92.html>

政党等への政治献金は税額控除もOK

衆院解散を受けて、第44回衆院総選挙が8月30日に公示され9月11日に投票が行われます。郵政民営化法案に反対したため自民党非公認となった綿貫民輔氏や亀井静香氏らが国民新党を、前衆院議員の鈴木宗男氏が新党大地を結成するなど政局はあわただしく動いています。

ところで、所得税では、個人が国・地方公共団体など特定の団体に対して寄付をした場合や一定の政治献金をした場合等には所得控除を受けることができますが、政党や政治資金団体に対する一定の寄付金については、さらに所得控除と税額控除とのいずれか有利な方を選択できる規定を設けています。

この政治資金団体とは、政党のために資金援助をする団体で、総務大臣に届出しているものをいいます。国会議員が主宰または主要な構成員になっている団体に対する寄付金の場合、所得控除は受けられるが税額控除は受けられません。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 8月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....9月12日 |
| 2. 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....9月30日 |
| 3. 1月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....9月30日 |
| 4. 10月・1月・4月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....9月30日 |

浜平税理士事務所

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
 アメレックスビル5階
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741
 URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

雑損控除の被害額算定方法

先日上陸した台風14号は、多くの災害を引き起こし、テレビや新聞では床上浸水の被害状況が連日報道されていました。災害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。

ところで、このような災害に対し、所得税法には「雑損控除」という救済措置があります。雑損控除とは、災害や盗難等によって居住者等の持つ住宅や家財、衣類等の生活に通常必要な資産が損害を被った場合に一定の金額を所得から控除できるというものです。

控除額は、(1) 損害金額+災害関連支出金額-保険金等の補填金額-総所得金額の10%相当額と (2) 災害関連支出金額-5万円のいずれか多い方の金額となります。

ここで言う損害金額とは、資産の被害を受ける直前の時価で計算した金額で、災害関連支出金額とは災害等によって壊れた住居等の除去費用のことです。

大きな災害があった場合にこのような損害金額等を計算するのは大変難しいことですので、災害地域の国税局では確定申告時期に合わせて計算方法等について独自の通達を出すことが多くあります。実際に昨年の新潟県中越地震等で被災された方のために関東信越国税局では「住宅に対する損失額の計算方法」・「家族構成別家財評価額表」・「地域別・構造別工事費用表」などが通達として出されました。

ただ、これらの通達で公表される計算方法等はあくまで便宜的に用いられるものであるため、実際に損害額を計算できる場合には控除額が大きくなることもありますので、その場合には実際の計算によって控除額を計算することも出来ます。

固定電話加入権を減価償却資産に～総務省 平成18年度税制改正へ向けて要望

総務省は、平成18年度税制改正要望を取りまとめ、公表しました。税制改正要望では、IT投資促進税制の延長などテレコム関係を中心に要望事項を掲げているが、およそ1年前に話題になった電話加入権の法人税等における取扱いの変更についても項目に盛り込んでいるので注目です。

総務省は、将来的に固定電話の施設設置負担金が無料化され、譲渡性がなくなった場合に、携帯電話と同様に減価償却資産として償却できるようにするために、あらかじめ法整備を行うことを要望しています。

しかし、施設設置負担金が半額になった際、税制当局は「譲渡性が失われた訳ではない」という観点から、減価償却資産へと法改正を行うことはありませんでした。現在、NTTは施設設置負担金を無料化する方針を明らかにしていないことからすると、平成18年度税制改正では電話加入権が減価償却資産へと法改正される可能性は少なそうです。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

1. 9月分源泉所得税の納付
2. 8月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
3. 2月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
4. 11月・2月・5月決算法人の消費税中間申告

- 納付期限.....10月11日
 申告期限.....10月31日
 申告期限.....10月31日
 申告期限.....10月31日

浜平税理士事務所

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
 アメレックスビル5階
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741
 URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

源泉徴収による所得税額が4年ぶりに増加

国税庁は、「平成16年分民間給与の実態調査結果」を公表しました。これは、平成16年12月31日現在の、正社員、契約社員、パートタイマー、アルバイトを含む民間の給与所得者（所得税の納税の有無を問わない）を対象にしたもので、今回は56回目になります。

それによると、平成16年12月31日現在、民間企業に勤務する給与所得者は5,271万人で昨年より19万人増加。年間給与総額は1兆9,085億円減少し201兆7,742億円、一方で源泉徴収された所得税額は8兆8,979億円となり前年より3,060億円増加しました。

源泉徴収による所得税額は4年ぶりに増加していますが、配偶者特別控除で控除対象配偶者について配偶者控除に上乗せして適用される部分が廃止されたことも一つの要因と考えられます。

一年を通じて勤務した給与所得者数の平均給与は前年に比べて5万1千円減少し439万円となり、7年連続で減少しました。また、平均賞与は69万円の前年に比べ1万4千円減少しています。この平均賞与の平均給与に占める割合が18.6%となり、平成14年から3年連続で20%を下回る結果となりました。長く低迷する経済状況が反映されていますが、昨今導入が広がっている年棒制の影響も含まれているようです。

政経パーティー券の購入費

9月11日の衆議院選挙では与党が大勝し、そ

の選挙を受けた臨時国会が開会中ですが、このほど総務省が取りまとめた直近分の政治資金収支報告によると、いわゆる「政経パーティー券」の収入が大幅に増加したといわれます。

会社が政経パーティー券を購入した場合、政治献金としての寄付金もしくは会社の交際費として処理している例が多いようですが、パーティーの主催者側がどのようなスタンスでそのパーティーを開催しているのか、購入費の経費処理に当たっては、そのパーティーの主旨に注意したいところです。

例えば、パーティー開催の主旨が政治家やパーティー出席者との親睦を図るための場合には交際費に該当することとなり、政治家の政治活動を支援するカンパ的なものであれば政治献金として寄付金に該当することとなります。いずれの場合にもその実情が判断のポイントとなります。これについては、主旨のずれがないように気をつける必要があります。

《退職のご挨拶》

この度、11月末日をもちまして退職することになりました。約六年間、皆様にはお世話になり本当にありがとうございました。

今後とも当事務所をよろしくお引き立てくださいますようお願い申し上げます。

最後に皆様方のご事業が益々ご繁栄されますよう心からお祈り申し上げます。

弾野原 淳子

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

1. 10月分源泉所得税の納付
2. 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
3. 3月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
4. 12月・3月・6月決算法人の消費税中間申告

- 納付期限.....11月10日
 申告期限.....11月30日
 申告期限.....11月30日
 申告期限.....11月30日

浜平税理士事務所

News

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号
 アメレックスビル5階
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741
 URL <http://www.hamahira.com>

編集 税理士 浜平 純一
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

年末調整シーズン到来 保険料控除に注意を

年末調整のシーズンが到来しました。年末の業務に加え、社員全員の給与台帳作成などで、猫の手も借りたいほど忙しくなるこの時期、税務上でもミスが起こりやすくなります。

まずは、少子高齢化にともない、医療保険やガン保険、介護保険など、第3分野の保険が人気を呼んでいます。こうしたなか、年末調整で「恒例」のミスとなりつつあるのが、第3分野の保険に加入している社員の保険料控除申告書に関するミスです。

第3分野の保険は、当然保険料の控除を受けることができます。しかし、保険料控除申告書を提出する際、契約した社員が個人の判断で安易にどちらかの保険料控除を記載し、後に税務当局から指摘されるケースが少なくありません。

第3分野の保険の場合、その契約内容によって適用できる控除が異なります。たとえば、医療費などをもとに保険金が支払われる場合ならば生命保険料控除、身体障害となったことによって保険金が支払われる場合には損害保険料控除と、契約内容によって区分しなければなりません。

次に、年の途中で採用した社員の年末調整でも依然としてミスが多いです。とくに勘違いが起こりやすいのが、年内の在籍期間が数カ月しかない社員の年末調整。所得のあった月数に応じて、所得控除を計算している場合があります。

税務当局ではこうしたケースについて、「社員の年内における在籍期間が1カ月に満たない場合であつても、年末調整の対象者となる条件を満たせば、年末調整での所得控除は全額適用となる」としています。

また、こうした毎年見受けられるミス以外に、平成17年度税制改正で変更された点にもチェックが必要です。国民年金保険料等の支払いをして社会保険料控除を受ける場合、今年から支払いを証明する書類の提出が義務化されます。また、その場合には源泉徴収票にも記載する必要があります。

また、こうした毎年見受けられるミス以外に、平成17年度税制改正で変更された点にもチェックが必要です。国民年金保険料等の支払いをして社会保険料控除を受ける場合、今年から支払いを証明する書類の提出が義務化されます。また、その場合には源泉徴収票にも記載する必要があります。

政府税調 18年度改正で定率減税・法人税減税の廃止の基本方針を確認

政府税制調査会は、11月15日、総会を開催し、さる8日、11日に開催された基礎問題小委員会での議論を踏まえ、「平成18年度税制改正に関する答申」の作成に向けた意見集約を行なわれました。

焦点となっている定率減税、IT投資減税、研究開発促進税制の上乗せ措置については、基本的に廃止を答申する方針。また、18年度で期限切れを迎える各種の租税特別措置について基本的に延長しない方針。そのほか、国際課税では非永住者制度の適正化、納税環境整備関連では公示制度の廃止、物納制度の拡充等が盛り込まれることになりそうです。

年末年始の休業のお知らせ～よいお年を！

浜平税理士事務所は12月29日(木)から1月4日(水)まで休業とさせていただきます。年始は5日(木)から営業いたします。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|--------------------------------------|---------------------------|
| 1. 11月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....12月12日 |
| 2. 給与所得の年末調整 | 調整の時期.....本年最後の給与の支払をするとき |
| 3. 10月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....1月4日 |
| 4. 4月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....1月4日 |
| 5. 1月・4月・7月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....1月4日 |